

平成21年第5回玉城町議会定例会会議録(第4号)

1. 招集年月日 平成21年9月11日
2. 招集の場所 玉城町議会議場
3. 開 会 平成21年9月24日
4. 応招議員
 - 1番 小林 一 則 君
 - 2番 風 口 尚 君
 - 3番 山 本 静 一 君
 - 4番 高 木 市 郎 君
 - 5番 鈴 木 加 奈 子 君
 - 6番 東 谷 富 雄 君
 - 7番 小 林 豊 君
 - 8番 中 瀬 信 之 君
 - 9番 山 口 和 宏 君
 - 10番 奥 川 直 人 君
 - 11番 野 口 繁 君
 - 12番 川 西 元 行 君
 - 13番 前 川 夫 君
 - 14番 中 野 勇 君
5. 不応招議員 な し
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 な し
8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名
 - 町 長 辻 村 修 一 君
 - 副 町 長 坪 井 信 義 君
 - 教 育 長 山 口 典 郎 君
 - 会 計 管 理 者 前 田 浩 三 君
 - 総 務 課 長 中 郷 徹 君
 - 税 務 住 民 課 長 小 林 一 雄 君
 - 生活福祉課長 林 裕 紀 君
 - 上 下 水 道 課 長 松 田 幸 一 君
 - 建 設 課 長 森 島 千 里 君
 - 産 業 振 興 課 長 田 間 宏 紀 君
 - 教 育 事 務 局 長 辻 誠 君
 - 総 務 担 当 課 長 補 佐 田 村 優 君
 - 政 策 財 政 担 当 課 長 補 佐 中 村 元 紀 君
 - 病 院 老 健 事 務 局 長 田 畑 良 和 君
 - 教 育 委 員 長 加 藤 禎 一 君
 - 監 査 委 員 松 田 隆 生 君
9. 職務のため出席した者の職氏名
 - 議会事務局長 大 南 友 敬 君
 - 同 書 記 高 井 美 江 君
 - 同 書 記 内 山 治 久 君
10. 提出議案
 - 日 程
 - 第 1. 会議録署名議員の指名
 - 第 2. 議案第62号 平成20年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について(討論・採決)

- 第 3 . 議案第 6 3 号 平成 2 0 年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について (討論・採決)
- 第 4 . 議案第 6 4 号 平成 2 0 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について (討論・採決)
- 第 5 . 議案第 6 5 号 平成 2 0 年度玉城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について (討論・採決)
- 第 6 . 議案第 6 6 号 平成 2 0 年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について (討論・採決)
- 第 7 . 議案第 6 7 号 平成 2 0 年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について (討論・採決)
- 第 8 . 議案第 6 8 号 平成 2 0 年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について (討論・採決)
- 第 9 . 議案第 6 9 号 平成 2 0 年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について (討論・採決)
- 第 1 0 . 議案第 7 0 号 平成 2 0 年度玉城町病院事業会計決算の認定について (討論・採決)
- 第 1 1 . 議案第 7 1 号 平成 2 0 年度玉城町水道事業会計決算の認定について (討論・採決)
- 第 1 2 . 議案第 7 2 号 平成 2 0 年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について (討論・採決)
- 第 1 3 . 議案第 7 3 号 平成 2 0 年度玉城町下水道事業会計決算の認定について (討論・採決)
- 第 1 4 . 議案第 7 4 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 1 5 . 議案第 7 5 号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 1 6 . 議案第 7 6 号 平成 2 1 年度玉城町一般会計補正予算 (第 4 号) (討論・採決)
- 第 1 7 . 議案第 7 7 号 平成 2 1 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) (討論・採決)
- 第 1 8 . 議案第 7 8 号 平成 2 1 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号) (討論・採決)
- 第 1 9 . 議案第 7 9 号 平成 2 1 年度玉城町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) (討論・採決)
- 第 2 0 . 議案第 8 0 号 平成 2 1 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) (討論・採決)

- 第 2 1 . 議案第 8 1 号 平成 2 1 年度玉城町病院事業会計補正予算 (第 1 号)
(討論・採決)
- 第 2 2 . 議案第 8 2 号 平成 2 1 年度玉城町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
(討論・採決)
- 第 2 3 . 議案第 8 3 号 平成 2 1 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予
算 (第 2 号)(討論・採決)
- 第 2 4 . 議案第 8 4 号 平成 2 1 年度玉城町下水道事業会計補正予算 (第 2 号)
(討論・採決)
- 第 2 5 . 発議第 3 号 玉城町農業委員会委員の推薦について (追加議案)
- 第 2 6 . 請願第 1 号 自主的な共済を新保険業法の適用除外とする意見書を
国に提出を求める請願書 (追加議案)
- 第 2 7 . 請願第 2 号 「義務教育費国庫負担金制度の存続と、負担率 2 分の 1
への復元」を求める請願書 (追加議案)
- 第 2 8 . 請願第 3 号 「3 0 人学級を柱にした義務教育諸学校および高等学校
次期定数改善計画の策定、教育予算拡充」を求める請願書
(追加議案)
- 第 2 9 . 請願第 4 号 「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の
拡充」を求める請願書 (追加議案)

日程追加

- 第 3 0 . 発議第 4 号 自主的な共済制度の適用除外を求める意見書について
- 第 3 1 . 発議第 5 号 「義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率 2 分の 1 へ
の復元」を求める意見書について
- 第 3 2 . 発議第 6 号 「3 0 人学級を柱にした義務教育諸学校および高等学
校次期定数改善計画の策定、教育予算拡充」を求める
意見書について
- 第 3 3 . 発議第 7 号 「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の
拡充」を求める意見書について
- 第 3 4 . 辞職第 1 号 議長辞職の件
- 第 3 5 . 選挙第 1 号 議長選挙について
- 第 3 6 . 辞職第 2 号 副議長辞職の件
- 第 3 7 . 選挙第 2 号 副議長選挙について
- 第 3 8 . 選任第 1 号 常任委員会委員の選任について
- 第 3 9 . 選任第 2 号 議会運営委員会委員の選任について
- 第 4 0 . 選挙第 3 号 伊勢広域環境組合議会議員選挙について
- 第 4 1 . 選挙第 4 号 菊狭間環境整備施設組合議会議員選挙について
- 第 4 2 . 選挙第 5 号 伊勢地域農業共済事務組合議会議員選挙について

- 第43．選挙第6号 わたらい老人福祉施設組合議会議員選挙について
- 第44．議案第85号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第45．指定第1号 議員の議席指定変更について
- 第46．発議第8号 閉会中の継続審査の申し出について

(午前9時00分 開会)

議長(小林一則君)只今の出席議員数は14名で定足数に達しております。
よって平成21年第5回玉城町議会第4日目の会議を開会致します。
本日の議事日程はお手許に配布のとおりであります。

議長(小林一則君)日程第1．会議録署名議員の指名を行ないます。本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において
14番 中野 勇君 2番 風口 尚君
の2名を指名致します。

議長(小林一則君) 次に、日程第2．議案第62号 平成20年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定についてないし日程第13．議案第73号 平成20年度玉城町下水道事業会計決算の認定についてを一括議題と致します。

只今一括議題となりました各議案につきましては、予算決算常任委員会に付託され、審査が終了し委員会審査報告書が提出されております。

これより、予算決算常任委員会委員長報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 高木市郎君

予算決算常任委員会委員長(高木市郎君)皆さんおはようございます。只今、議長より予算決算常任委員会審査の報告を求められましたので、ご報告を致します。

予算決算常任委員会に付託されました、議案第62号 平成20年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定についてないし、議案第73号 平成20年度玉城町下水道事業会計決算の認定について並びに議案第76号平成21年度玉城町一般会計補正予算(第4号)ないし議案第84号 平成21年度玉城町下水道事業会計補正予算(第2号)の委員会審査を、去る9月17日午前9時より第4会議室におきまして、町長、副町長、教育長、及び関係課長並びに関係室長及び関係課長補佐の出席と議長の同席のもと委員13名全員により審査を実施致しました。委員各位におかれましては全員の出席でございましたし又、当日はケーブルテレビ玉城チャンネルで放映されておりましたので詳細についての報告は後日委員会会議録をご高覧賜ることで省略をさ

せて頂きます。それでは、一括議題となっております議案第62号ないし議案第73号までの審査結果の報告を致します。初めに、議案第62号 平成20年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたしました。質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手多数」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第63号 平成20年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、質疑を終了し、反対討論の後、採決の結果「挙手多数」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第64号 平成20年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、質疑討論はなく、採決の結果「挙手多数」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第65号 平成20年度玉城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第66号 平成20年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果「挙手多数」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第67号 平成20年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第68号 平成20年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果「挙手多数」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第69号 平成20年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手多数」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第70号 平成20年度玉城町病院事業会計決算の認定につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第71号 平成20年度玉城町水道事業会計決算の認定につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手多数」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第72号 平成20年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第73号 平成20年度玉城町下水道事業会計決算の認定につ

きましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

以上、議案第62号ないし議案73号についての委員会審査の報告でございます。

議長(小林一則君)以上で、予算決算常任委員会の委員長報告は終わりました。この際、予算決算常任委員会委員長報告に対する質疑を省略致したいと思います、これにご異議ありませんか、

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって予算決算常任委員会の委員長報告に対する質疑を省略致します。

これより、各議案ごとに討論・採決を行いません。

まず、議案第62号 平成20年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん)一般会計決算に対する反対の討論を行います。歳入歳出とも40数億という額がこの玉城町の20年度の会計でございました。その中でいろんな事業を行うわけでございます、それを一つひとつあげて言うということは時間的にも不可能でございますのでピックアップをして申し上げたいと思います。反対討論の場でございますが住民の皆さんからの要望でございました大変喜ばれている施策又、新たな施策そういったものもございます。それは、幼児に渡しますところの1歳6カ月検診の時に渡しますブックスタートがまさにスタート致しました年でございまして、今後それがますますつながっていき、発展していきそして子育て支援のこの仕事が途切れなく保育所にそして小学校・中学校にとつながっていくような子育て支援になっていくように内容がより充実されることを願っております。次に、学童保育の問題でございますが、さくら児童クラブ・梅がおか児童クラブ・に続きまして有田小学校区にいなほの郷児童クラブができました。後は残すところは下外城田学区の学童保育が残っているところでございますが、これも来年度には建設されるのではないかと楽しみにしているところでございます。次に妊婦検診でございますがこれは以前2回の無料でしたが、それが5回となり現在は14回無料ということになりました。一回で終わらずこれは続いて妊婦検診が無料にそして第1回目から無料ということについては是非とも取り組んで頂きたいとお願いをしているところでございます。又、物議を醸しておりましたのが敬老祝い金のことでございます。以前には所得制限はなかったのに所得制限を持ち込まれまして所得税のかかっている方はお

祝いをしないというような奇妙な姿になっておりましたのを多くの皆さんからのご指摘でやっと所得制限はなくされることになりました。けれども以前とは違いまして75歳が始まりで5歳刻みにお祝いをするというこういう姿になってしまったために、それに慣れていない方々からは今もなおご不満の声が寄せられております。もっと良い方向が見出されればよいし、もっと知って頂くということも大事なことでないかと思えます。いいことは他にも沢山ございます。けれども問題点の指摘をさせて頂きたいと思えます。それは保育料の問題です。厚生労働省は平成18年12月21日に事務連絡を出しております。そして定率減税廃止に伴って保育料の負担が増えないように対策を実施するということが一つでした。これは玉城町も行っていただいたのですが保育料の減額。2人以上の子供さんのある方に対する保育料の減額措置。これが玉城町はまだなされておられません。通達からもう3年目になるわけですが未だにこれが実施されておられません。例えば7階層でございますと子供さん5歳児・2歳児・0歳児とありました場合に通達でいきと一番初めのお子さんが1万8千円、二人目のお子さんが2分の1になりますので1万5千円、0歳の方は3千100円ということになるわけですが合わせて1か月3万6千100円です。ところが通達どおりに行われていないために7階層の方は一番上のお子さん。この方は25%の徴収ということで4千500円2番目の方が50%で1万5千円そして3番目の一番小さい方は3万1千円ということになりますので、5万500円差は1万4千400円とこのようになります。この所得税の9万円から15万円未満の方というランクで3人のお子さんを育てておられればさうとう大変だと思えます。早くこの厚生省通知に則ってこの保育料の減額が実施されるように。ついては教育民生常任委員会としても意見書を町長にお渡ししております。これは議会も全会一致で通過しているものでございます。それが未だになされていないというこのことは大変問題だと思えます。又、もう一つは各保育所とも定員オーバーをしております。特に田丸の保育所では0歳児の保育が望まれています。建設の準備も未だにされていないという状態でございます。子育て支援を公約としておられる辻村町長には大変大きな期待が寄せられていただけに非常に残念な思いをしているところであります。次に国民健康保険会計の繰り入れについてでございます。国保制度というのは今非常に保険料が高くなって払いたくても払えないという大変な問題が全国各地に起こっています。それは保険料負担に耐えられない層の存在を前提にしている国民健康保険でありますのに、それに対して国の手厚い支援がなければ成り立たない制度でありますのに1984年に当時の小泉厚生大臣のもとで国保の大改悪が行われました。国庫負担率を医療費の45%から38.5%に引き下

げました。結果市町村の国保の収入に占める国庫支出金の割合は49.8%から34.9%へと14.9%も減りました。負担能力に限りのある世帯が増える中で国の負担が少なくなったこの問題が大きく影響をしているところでもあります。けれどもだからといって放置してはならないのであります。今、各自治体で国民健康保険会計に一般会計からの繰り入れで補っています。国の施策の問題点を補っているのであります。県内29市町の中で18年度19年度見てみますと17市町59%の自治体が法定外に繰入をいたしております。特に、15町の内11町73%の自治体が繰入を行っています。近いところでは度会町が5千900万円とか東員町が5千万円18年・19年と連続して繰入を致しておりますし、多気町も8千700万円と繰入を致しております。このようにして国の施策の問題を自治体が補うというこの国民健康保険会計の性格上そういう政策を行っています。玉城町は大幅な値上げをしたにもかかわらず、まだ赤字だという状態の中で運営委員会の中でも話し合いをし一般会計からの繰り入れはしたものの、それは国保会計に貸し付けるあと返還を求めるといこういう気丈な態度に出られるのは如何なものかと。到底賛成することはできません。又、玉城中学校の学校給食調理業務の民間委託がなされた年でございます。豊かな安全な学校給食づくりのためには調理の仕事は栄養士と調理員の連携を元に専門的に進めなければなりません。玉城中学校の学校給食の説明を伺いますと調理現場に栄養士が入り調理の指示指導をしているという説明でございました。これは明らかに法に抵触する実態です。だからといって法に抵触しないようにしようと思えば子供たちの給食の安全性が心配になります。学校給食の民間委託では矛盾があります。学校給食は民間委託に馴染まないということが明らかになったのではないのでしょうか。滋賀県の湖南市では玉城町と同じように調理業務を民間委託にするということで話が持ち上がりました。滋賀労働局の見解がだされました。栄養士が業者に指揮命令する行為は偽装請負に該当する可能性があるというものでした。そこで湖南市では民間委託を見送って直営に切り替えたということです。子どもの権利条約を批准して15年になります。子どもの最善の利益を基盤にして常に心して取り組むべきではないのでしょうか。この観点を忘れてはならないとこのように思います。又、今国上げて緊急雇用経済対策が組まれております。そういう時に自治体自らが町内方々の働く場所を減らしていくといこういう姿ではやはり自治体の長として問題ではないか。このように思います。緊急対策でお金は参りましてそれはハローワークに求人をするということになれば玉城町の人々が就職できるとは限りません。オープンになるわけでございます。町内の方々を重点におきながら施策をして頂きたいとこのように願って反対の討論に立ちました。金も力もある企業に対

して、玉城町の貴重な財源から3億円余りも支出をするというこういうことが辻村町長の下で行われました。そういうことではなくてやはり子どもを大事に、命を大事に。これが中心だというふうに思っております。若い人たちの働く場所を作る。これは非常に昨今大事なことであろうと思っております。以上で反対討論といたします。よろしく申し上げます。

議長（小林一則君）次に、賛成討論の発言を許します。10番 奥川直人君
10番（奥川直人君）先程。鈴木議員さんの方から反対という会計全般にあったのですが誤解を招くといけないということで、国民健康保険の法定外繰り入れという話でしたが、私はこれに対しまして玉城町といたしましては国民健康保険の健全なる運営を目指し法定外繰入はすべきではないとこのように今現在では考えております。確かに、国保基金も玉城町は非常に難しい状況だと。20年度は一般会計から3千万貸し付けを行っておるといいう実態であると認識をしておりますが、賛成の理由としましては先ず、玉城町の人口に対する国民健康保険の加入率。これが玉城町の人口1万5千で加入者が5千300名35%ということで一般会計である税金の公平公正な使い道から行きますと少し問題があるとこのように考えます。先般議会視察で白馬村へお邪魔をしたわけでありますが、白馬村では51%という形で加入率が高いというところについてはそういったことも考えるべきではあるかと思っておりますが、玉城町の場合は35%ということであります。ですから安易に法定外繰入を行えば、今後の国保の健全化への解決して行かなければならない問題、これが行政そして我々もそして被保険者の方も薄れてしまうのではないかとこのように考えます。今この国保を考えれば今が正念場とこれを肝に銘じて町民とともに医療費の削減に取り組むべきだとこのように考えております。例えば、玉城町においては、現在人間ドックなど行っておるわけでありますが、異常であった人の再検査や治療。そういったことを最小限に抑えていく取り組みなど構築していく体制が今必要だとこのように思います。そういったことを通じて医療費を削減していく、これが最も今玉城町においては重要なことではないかと思っております。健康づくり・健康維持に対する取り組みも現状では十分とは言えません。まだまだやらなければならないことが沢山あるわけであります。ですから法定外繰入以前にこういった問題をしっかりと解決していく。そういったものに投資をしていくことも必要かとこのように考えます。よって玉城町の現在の医療費の課題を充実させ国保加入者の医療費をいかに削減していくことをテーマに、今後行政・議会そして町民の皆さんとともに取り組んでいくべきだとこのように考えます。以上です。

議長（小林一則君）次に、反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって本案は委員長報告のとおり原案認定されました。

次に、議案第63号 平成20年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行ないます。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって本案は委員長報告のとおり原案認定されました。

次に、議案第64号 平成20年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行ないます。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって本案は委員長報告のとおり原案認定されました。

次に、議案第65号 平成20年度玉城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行ないます。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は委員長報告のとおり原案認定されました。

次に、議案第 66 号 平成 20 年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行ないます。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「 議事進行 」 の声)

これにて討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって本案は委員長報告のとおり原案認定されました。

次に、議案第 67 号 平成 20 年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行ないます。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「 議事進行 」 の声)

これにて討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は委員長報告のとおり原案認定されました。

次に、議案第 68 号 平成 20 年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行ないます。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「 議事進行 」 の声)

これにて討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって本案は委員長報告のとおり原案認定されました。

次に、議案第69号 平成20年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行ないます。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって本案は委員長報告のとおり原案認定されました。

次に、議案第70号 平成20年度玉城町病院事業会計決算の認定についての討論を行ないます。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は委員長報告のとおり原案認定されました。

次に、議案第71号 平成20年度玉城町水道事業会計決算の認定についての討論を行ないます。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって本案は委員長報告のとおり原案認定されました。

次に、議案第72号 平成20年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定についての討論を行ないます。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は委員長報告のとおり原案認定されました。

次に、議案第73号 平成20年度玉城町下水道事業会計決算の認定についての討論を行ないます。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は委員長報告のとおり原案認定されました。

議長(小林一則君)次に、日程第14 議案第74号 玉城町国民健康保険条例の一部改正についてないし日程第15 議案第75号玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを一括議題と致します。

これより各議案ごとに討論・採決を行ないます。

それでは議案第74号 玉城町国民健康保険条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより討論を行ないます。

本案に対する、反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、日程第16 . 議案第76号 平成21年度玉城町一般会計補正予算(第4号)ないし日程第24 . 議案第84号 平成21年度玉城町下水道事業会計補正予算(第2号)についてを一括議題と致します。

只今、一括議題となりました各議案につきましても予算決算常任委員会に付託され審査が終了し委員会審査報告書が提出されております。これより予算決算常任委員会の委員長報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 高木市郎君

予算決算常任委員会委員長(高木市郎君)議長から委員会審査の報告を求められましたので、只今一括議題となっております議案第76号 平成21年度玉城町一般会計補正予算(第4号)ないし議案第84号 平成21年度玉城町下水道事業会計補正予算(第2号)の審議結果を報告致します。

初めに、議案第76号 平成21年度玉城町一般会計補正予算(第4号)につきまして審議を致しました。本議案につきまして質疑を終了し、討論はなく採決の結果「挙手全員」で原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 平成21年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきましては質疑・討論はなく採決の結果「挙手全員」で原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号 平成21年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)につきましては質疑・討論はなく採決の結果「挙手全員」で原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号 平成21年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましては質疑・討論はなく採決の結果「挙手全員」で原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号 平成21年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましては質疑・討論はなく採決の結果「挙手多数」で原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号 平成21年度玉城町病院事業会計補正予算(第1号)につきましては質疑を終了し、討論はなく採決の結果「挙手全員」で原案のとおり可決されました。

次に、議案第 8 2 号 平成 2 1 年度玉城町水道事業会計補正予算（第 2 号）につきましては質疑・討論はなく採決の結果「挙手多数」で原案のとおり可決されました。

次に、議案第 8 3 号 平成 2 1 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）につきましては質疑・討論はなく採決の結果「挙手全員」で原案のとおり可決されました。

次に、議案第 8 4 号 平成 2 1 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 2 号）につきましては質疑・討論はなく採決の結果「挙手全員」で原案のとおり可決されました。

以上予算決算常任委員会に付託されました議案第 7 6 号ないし議案第 8 4 号の審査結果の報告でございます。

議長（小林一則君）以上で、予算決算常任委員会委員長報告は終わりました。この際、予算決算常任委員会委員長報告に対する質疑は省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって予算決算常任委員会の委員長報告に対する質疑を省略致します。

これより各議案ごとに討論・採決を行ないます。

先ず、議案第 7 6 号 平成 2 1 年度玉城町一般会計補正予算（第 4 号）の討論を行ないます。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 7 7 号 平成 2 1 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の討論を行ないます。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号 平成21年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)の討論を行ないます。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号 平成21年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第1号)の討論を行ないます。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号 平成21年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の討論を行ないます。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長の報告は原案可決であ

ります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号 平成21年度玉城町病院事業会計補正予算(第1号)の討論を行ないます。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号 平成21年度玉城町水道事業会計補正予算(第2号)の討論を行ないます。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号 平成21年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)の討論を行ないます。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 84 号 平成 21 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 2 号）の討論を行ないます。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

議長（小林一則君） これより追加議案の審査を行います。

日程第 25 . 発議第 3 号 玉城町農業委員会委員の推薦についてを議題と致します。おはかり致します。 議会推薦農業委員 1 名の辞任に伴い農業委員会に関する法律第 12 条の規定に基づき、後任の委員を推薦いたしたいと思ひます。尚、念のため申し添えますが、今回推薦する農業委員会委員の任期は前任者の在任期間であります。従って平成 23 年 7 月 19 日までの任期となります。それでは後任の農業委員会委員として玉城町原 9 17 番地 口野武宏さんを推薦いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって発議第 3 号は原案の通り推薦することに決しました。

議長（小林一則君）次に、日程第 26 . 請願第 1 号 自主的な共済を新保険業法の適用除外とする意見書を国に提出を求める請願書を議題と致します。直ちに紹介議員 10 番 奥川直人君の趣旨説明を求めます。10 番 奥川直人君

10 番（奥川直人君）それでは、自主的な共済を新保険業法の適用除外とする意見書を国に提出を求める請願書について趣旨説明を行います。住民の所屬します、非営利団体が行う会員や家族のみを限定し対象とした福利厚生を目的に運営しています「自主的な共済制度」存続のために以下の内容で意見書を国に求める請願を提案致したいと思ひます。従来の自主的な共済を新保険業法の適用除外とすることを求めたいと思ひます。

理由と致しましては、平成 17 年 4 月 22 日に行われました第 162 通常

国会で成立をしました「保険業法の一部を改正する法律」これは新保険業法と申しますが共済の名を利用し不特定多数の消費者に無許可で保険の販売を行い、消費者に被害をもたらした「ニセ共済」を規制する目的でありました。しかし現実では、長年継続し堅実に行ってきております自主的な共済までが新保険業法と同列にみなされまして、違法業者とともに一律に規制する形になっております。この結果廃止や大幅な制度変更を迫られ加入者の保護を継続できない状況となってきております。新保険業法が国会審議入りする前の国会審議では「構成員が真に限定されるものについては特定のものを相手方とする共済として従来どおり、その運営を構成員の自治に委ねる」こういった形で考えられておりました。そして各団体の実施する共済制度は名称や仕組みなどは異なりますが、構成員の切実な要望で今まで創設をされてまいりました。今回まで運営実績を積みあげ利益を追求する保険業とは違って歴史ある自主的な共済であるわけあります。一例としては私が高校のPTA会長の時でありましたが、この問題が起こったわけでありました。全国高等学校PTA連合会におきます自主的な共済制度であります全国高等学校「全高P連」の賠償責任保障制度も対象となっております。現在でも存続が困難となっております状況であります。これは、県立高校そして私立高校ほとんどの高校がたぶん加入しているはずであります。そのほか開業医によります全国保険医団体連合会又は、知的障害者互助会又、子供会の全国子ども安全会他に沢山の自主的な共済制度がございます。以上のことから各団体が構成員に限り、福利厚生として実施している自主的な共済制度が従来同様、今後も健全に運用していけるように自主的な共済制度を新保険業法から適用除外することを要望致します。尚、この請願内容は平成21年4月三重県議会におきましても採択されておりまして三重県下29市町におきまして25市町で採択をされております。以上採択を頂きますようお願いを申し上げます。以上で趣旨説明を終わります。

議長（小林一則君）以上で紹介議員の趣旨説明は終わりました。

おはかり致します。只今議題となっております請願第1号については会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって委員会付託を省略することに決しました。それでは請願第1号 自主的な共済を新保険業法の適用除外とする意見書を国に提出を求める請願書についての質疑を行います。発言を許します。

7番 小林豊君

7番（小林豊君）趣旨としては非常によくわかるのですが、この最初に要旨

に書かれております「貴自治体におかれては、住民の所属する非営利団体」これすなわちNPO団体と解釈するわけですが、構成する会員や家族のみを対象とした福利厚生を目的に運営している自主的な共済制度このような共済制度が今、当町におかれましてもNPO団体1団体あるかと思いますが、実際行われているのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（小林一則君）10番 奥川直人君

10番（奥川直人君）先程、末芳園さんということで、今国会で審議中ということで猶予期間中ということで、幅広く私は申しておるわけでありまして住民玉城町における対象これは先ほど質問がありました末芳園さんのこと。NPOさんそういったこともございますけれども高等学校とかいろんな形で行きますと大きな間隔で判断していくべきとこのように考えます。以上です。

議長（小林一則君）7番 小林豊君

7番（小林豊君）ちょっと質問の内容に答えてもらってないかと思いますが、今のあるNPOここに書かれているようですね、こういう制度が実際使われているのかどうか。という私は質問なのです。今まで使われておったのかという質問です。加えて申し上げますとどのような方々が、住民何人ぐらいがこのような共済に加入されていてどういう形で、高校のPTAの説明はございましたが実際にどんな方々がどれぐらいの人数の方がおられるのかということをお聞かせしたいと思います。

議長（小林一則君）5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）私も紹介議員になっていきますので、人数としては把握しておりませんが、実際に障害者団体というのは動いております。他の企業が行っております保険でございますと、掛け金が高くて障害者の場合には入院をいたしましたしと誰かが絶対ついてないといけないことが多いですけれども、その時に付添いさんをお願いできる。そういうことをできるみたいです。実際に動いています。それから、お医者さん開業医さんが入って見えるそちらにつきましてもやはり補償がないということで自分たちの自主的な組織を作っているそうです。病気なんかして休まれたときの補償とかそういった形で実際に活動をしているんだということでお医者さんが説明して下さいましたので伺ってまいりました。本日はその資料を持ち合わせていなくて申し訳ありません。後日必要でしたらお渡しいたします。よろしく願致します。

議長（小林一則君）7番 小林豊君

7番（小林豊君）一番最初に質問したNPO団体、実際にこういう使っていたのか。一番表紙に書いてあるんですよ。こういう制度を活用していたのかという質問をしているのにそれには全然答えてもらえてない。再度伺いたい

と思います。

議長（小林一則君）5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）稼働しております。使っております。有効に使っておりますからこそ障害者団体からもぜひともこれは存続させてほしいとそういうことで今、猶予期間のような状態になっております。この時に意見書ができるだけ早く上げてほしいということでのお願いがございました。

議長（小林一則君）他に質疑はありませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了致します。

これより討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。

これより採決致します。本案は採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって本請願は採択することに決しました。

議長（小林一則君）次に、日程第27．請願第2号 義務教育費国庫負担制度の存続と負担率2分の1への復元を求める請願書ないし日程第29．請願第4号 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書を一括議題と致します。直ちに紹介議員6番 東谷富雄君の趣旨説明を求めます。6番 東谷富雄君

6番（東谷富雄君）只今より請願書3件趣旨説明をさせていただきます。初めに請願第2号「義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率2分の1への復元」を求める請願について趣旨説明をさせていただきます、紹介議員と致しまして奥川直人君 中野勇さん東谷富雄そして提出者敬称は省略させていただきます。三重県度会郡PTA連絡協議会 会長 萩原真郎、三重県度会郡校長会 会長 中西正典 三重県教職員組合度会支部 支部長 山中久紀、請願の理由義務教育費国庫負担制度につきましては、昨年度も議会より国、及び関係機関に意見書を提出して頂いたおかげをもちまして同制度が存続されました。これも議会のおかげかと存じます。政府の、「三位一体改革」の中、2006年3月「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律」が成立し、制度は存続されたものの、負担率は2分の1から3分の1に引き下げられました。義務教育費国庫負担金の対象害である教材費、旅費、高校教職員の給与費は、地方交付税として一般財源の中に組み込

まれているが、多くの自治体で予算措置されている教育費は、地方交付税で措置されている水準に達しておらず、自治体間の格差が生じていることが指摘されています。地方財政は危機的状況にあり、教育費総額の安定的確保のために国庫負担制度の充実を図ることが必要でございます。義務教育費国庫負担制度は、義務教育の機会均等とその水準の維持又、向上及び地方財政安定のため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものであり、これまで学校教育に大きな役割を果たしてきたところでございます。その時々、国や地方の財政状況に影響されることのない、確固とした義務教育費国庫負担制度によって、未来を担う子どもたちに豊かな学びを保障することは、社会の基盤づくりに取って極めて重要なことでございます。以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度の存続および負担率2分の1への復元を強く切望するものでございます。

続きまして、請願3号「30人学級を柱にした義務教育諸学校および高等学校次期定数改善計画の策定、教育予算の拡充」を求める請願書でございます。提出者は同じでございます。請願の理由としまして、三重県では、現在小学校1・2年生の30人学級、中学校1年生の35人学級が実施されています。少人数学級が実施されている学校では、「子どもたちが落ち着いて学校生活を送ることができる」「子どもたちがさまざまな活動に意欲的に取り組んでいる」「1人一人にきめ細かな指導ができる」といった保護者・教職員からの声が多くあります。2006年に成立した行政改革推進法では、「自然減を上回る教職員の鈍減」「子どもの数の減少を反映した削減」とされており、また、日本の公財政教育支出の対GDP比はデータが存在するOECD加盟国(28カ国)の中で最低レベルのままの3.4%となっております。2008年に閣議決定された教育振興基本計画にも、具体的な財政的保障や数値目標が盛り込まれず、教職員定数の改善や教育予算の増額は引き続き厳しい状況にあります。最近、連れ去り事件や通り魔事件など、学校や通学途中で子どもたちが被害者となる様々な事件が発生しています。また、学校の耐震化が進められているものの、自治体間格差が生じており、各自治体においては小中学校・幼稚園等の耐震補強対策を早急に図ることが必要でございます。「学校保健安全法」が2009年4月1日から施行されていますが、自治体間格差も問題となっている中、条件整備や人的配置等についての具体的な財政上の措置等不十分な点があります。新たな立法措置を視野に入れつつ学校の安全最低基準、基本的な措置が明記された具体的施策が必要です。以上の理由から30人学級を柱にした義務教育諸学校および高等学校次期定数改善計画の策定、教育予算拡充を強く願うものでございます。

最後に3番目と致しまして、「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる

制度の拡充を求める請願書」提出者も同じの方でございます。請願の理由を申し上げます。年収 200 万円以下の労働者は 1 千万人を超え、生活保護基準以下で暮らすワーキングプアが増加するなど格差の拡大が進行する中、経済や雇用情勢の急激な悪化も重なり、子どもたちの暮らしや学びにも大きな影響を与えております。また、長引く不況の中で家庭の経済的な理由により中途退学を余儀なくされたり、進学を断念したりする子どもが増えています。保護者の収入の格差が教育格差につながると指摘されていますが、日本の教育機関に対する私費負担は、韓国、アメリカについて 3 番目に高い状況です。特に、教育支出に占める家計負担の割合も大きく韓国について 2 番目水準です。長引く不況や急激な雇用・経済情勢の悪化の中、義務教育段階では就学援助の需給者が増えています。自治体がおこなう就学援助制度は、国による補助金廃止や地方財政の悪化などの影響により、全国的には対象となるための所得要件の引き上げや援助金額の引き下げなどが進行しています。また、就学金制度や授業料減免制度を活用して学ぶ高校生が増えています。給付制奨学金が整備されている諸外国に比べ日本では多くが貸与制であり、厳しい雇用情勢の中、返済の見通しを持たず進学そのものを断念する子どももいます。家庭の所得の違いによって子どもたちの学力や進路などに影響が出ることをないよう就学・修学保障制度のいっそうの充実が重要となっています。また、すべての子どもたちに学びの機会を保障するためには後期中等教育の無償化や給付による奨学金制度を含め、保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度のさらなる拡充にむけ検討を進めていく必要がございます。

以上のような理由から、子どもたちの学びを保障するための保護者負担の軽減と就学・修学保障制度の拡充を求めるものです。

以上で 3 件の請願の趣旨説明とさせていただきます。何とぞご理解いただきますようお願い致します。

議長(小林一則君) 以上で紹介議員の趣旨説明は終わりました。

お諮りいたします。

只今議題となっております、請願第 2 号、ないし請願第 4 号についても、会議規則第 9 2 条の第 2 項の規定により委員会付託を省略致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって委員会付託は省略することに決しました。これより、各請願ごとに質疑・討論・採決を行います。

まず、請願第 2 号 義務教育費国庫負担制度の存続と負担率 2 分の 1 への復元を求める請願書の質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了致します。

これより、討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより採決を致します。本案は採択ことに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本請願は採択することに決しました。

次に、請願第3号 30人学級を柱にした義務教育諸学校および高等学校次期定数改善計画の策定、教育予算拡充を求める請願書の質疑を行います。発言を許します。11番 野口繁君

11番(野口繁君)お尋ねしたいのですが、「学校の耐震化が進められているものの、自治体間格差が生じており、各自治体においては小中学校・幼稚園等の耐震補強対策を早急に図ることが必要です」とあるわけですが、当町におきましては、小中学校は耐震化されておるということで、玉城町として意見書を出すわけでございますので玉城町には幼稚園がないと保育所についてはこの補正予算で耐震化の工事を進めている中で、この文言を抹消すべきではないかと思いますが如何でございますか。

議長(小林一則君)6番 東谷富雄君

6番(東谷富雄君)玉城町は整備もほとんどされている状態の中で、全国的に向けてこの格差もあるということで意見書を出されるにあってはそら辺の訂正もどうかと思う中で、議長名で出すわけですのでこの文章でよろしいでちがいますか。ご理解お願い致します。

議長(小林一則君)他にありませんか。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了致します。

これより、討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより採決致します。本案は採択ことに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本請願は採択することに決しました。

次に、請願第4号 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書の質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了致します。

これより、討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより採決を致します。本案は採択ことに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本請願は採択することに決しました。

議長(小林一則君) 10分間休憩致します。

(午前10時 18分 休憩)(意見書配布)

(午前10時 28分 再開)

議長(小林一則君) 再開致します。只今、自主的な共済を新保険法の適用除外とする意見書が提出されました。おはかり致します。発議第4号を日程に追加し議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって発議第4号を日程に追加し議題とすることになりました。おはかり致します。

発議第4号については趣旨説明・質疑を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって趣旨説明・質疑は省略することに決しました。

これより発議第4号についての討論・採決を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終了致します。これより採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案の通り可決されました。

議長(小林一則君) 次に、義務教育費国庫負担制度の存続を求める意見書、ないし保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書、が提出されました。

この際、発議第5号ないし、発議第7号を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって発議第5号、ないし発議第7号、を日程に追加し、議題とすることに決しました。

お諮り致します。発議第5号、ないし発議第7号、についても、趣旨説明、質疑を省略致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって、趣旨説明、質疑を省略することに決しました。

これより、各意見書ごとに、討論・採決を行います。

先ず、発議第5号 義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率2分1への復元を求める意見書の提出についての討論を行います。それでは、反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて、討論を終結致します。これより採決致します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君) 次に、発議第6号 30人学級を柱にした義務教育諸学校および高等学校次期定数改善計画の策定、教育予算拡充を求める意見書の提出についての討論を行います。

それでは、反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて、討論を終結致します。これより採決致します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君) 次に、発議第7号 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出についての討論を行います。

それでは、反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて、討論を終結致します。これより採決致します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

只今、可決されました意見書については、後日関係方面へ提出致したいと思っておりますのでご了承願います。

議長（小林一則君）暫時休憩致します。

(風口尚副議長 議長席へ)

副議長（風口尚君）再開致します。

只今、議長、小林一則君から議長の辞職願いが提出されました。

お諮り致します。この際、議長辞職の件を日程に追加し議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よってこの際、議長辞職件を日程に追加し議題と致します。

(議長 小林一則君 退場)

先ず、その辞職願いを、事務局長より朗読致させます。

(事務局長 辞職願いを朗読する)

副議長（風口尚君）お諮り致します。小林一則君の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって小林一則君の議長辞職を許可することに決しました。

暫時休憩致します。

(小林一則君 入場)

副議長（風口尚）再開致します。

小林一則君、議長辞職の挨拶をお願い致します。

(小林一則君 挨拶)

副議長（風口尚）これより議会の役員選挙を行いますので参与の方は、暫時退席をお願い致します。

暫時休憩致します。

(参与 退席する)

再開致します。

只今、議長が欠員となりました

お諮り致します。この際、議長の選挙を日程に追加し選挙を行いたいと思
います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって議長の選挙を日程に追加し、これより選挙
を行います。

お諮り致します。選挙の方法については地方自治法第118条第1項の規
定により投票によることに致したいと思います。これにご異議ありません
か。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は投票によることに決しました。
議場の閉鎖を命じます。

只今の出席議員数は14名であります。

投票用紙を配布致させます。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます

異常なしと認めます

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に、被
選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

(事務局長 議席順に点呼する)

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了致します。

議場の閉鎖を解きます。

これより開票を行います。

おはかり致します。会議規則第32条2項の規定により、開票立会人に3
番 山本静一君、4番 高木市郎君の2名を指名致します。

それでは、立会いをお願い致します。

(開票する)

選挙の結果を報告致します。

投票総数14票、これは先程の出席議員数に符合致しております。その内、
有効投票14票、無効投票0票、有効投票中、小林一則君9票、風口尚君4
票、野口繁君1票

以上のとおりであります。

よって小林一則君が議長に当選されました。

只今、議長に当選されました小林一則君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知を致します。

小林一則君挨拶をお願い致します。

議長（小林一則君）只今、多くの皆様方からご推挙いただきまして、引き続き議長の主席を拝命致しました。もとより微力ではございますけれども、皆様方からご指導いただきながらこの職務を全うさせて頂きたいと、改めて責任の重大さを痛感して居る次第でございます。住民の皆様方の生活の安定・向上をめざしまして皆様方の力をお借りしながら精一杯努力させてもらわなければならないと心を新たに致しておる所でございます。尚又、議会の運営につきましても、進行につきましても、どうぞ皆様方のご支援ご指示を賜りとう存じます。一言ご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

副議長（風口尚君）議長、議長席にお着き願います。

暫時休憩します

（議長、議長席へ）

議長（小林一則君）再開致します。

只今、副議長、風口尚君から副議長の辞職願いが提出されました。

お諮り致します。この際、副議長辞職の件を日程に追加し議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって、副議長辞職件を日程に追加し議題といたします。

暫時休憩いたします。

（副議長 風口尚君 退場）

議長（小林一則君）再開致します。

事務局長より辞職願を朗読致させます。

（事務局長 辞職願いを朗読する）

議長（小林一則君）お諮り致します。風口尚君の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。よって風口尚君の副議長辞職を許可することに決しました。

暫時休憩致します。

（風口尚君 入場）

議長（小林一則君）再開致します。

風口尚君、副議長辞職の挨拶をお願い致します。

(風口尚君 挨拶)

只今、副議長が欠員となりました
お諮り致します。この際、副議長の選挙を日程に追加し選挙を行いたい
と思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって副議長の選挙を日程に追加し、これより
選挙を行います。

お諮り致します。選挙の方法については地方自治法第 1 1 8 条第 1 項の規
定により投票によることに致したいと思います。これにご異議ありません
か。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は投票によることに決しました。
議場の閉鎖を命じます。

只今の出席議員数は 1 4 名であります。

投票用紙を配布致させます。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます

異常なしと認めます

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に、被
選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

(事務局長 議席順に点呼する)

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了致します。

議場の閉鎖を解きます。

これより開票を行います。

お諮り致します。会議規則第 3 2 条 2 項の規定により、開票立会人に
5 番 鈴木加奈子さん、6 番 東谷富雄君の 2 名を指名致します。

立会いをお願い致します。

(開票する)

選挙の結果を報告致します。

投票総数 1 4 票、これは先程の出席議員数に符合致しております。その内、
有効投票 1 4 票、無効投票 0 票、有効投票中、中野勇君 1 0 票、高木市郎君
3 票 野口繁君 1 票、

以上のとおりであります。

よって、中野勇君が副議長に当選されました。

只今、副議長に当選されました中野勇君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知を致します。

中野勇君 ご挨拶をお願い致します。

副議長（中野勇君）一言お礼を申し上げます。只今の選挙におきまして大変な重責を頂くことができました。精一杯頑張っってやっていきたいと思ひます。又、厳しい時代でございます。今後皆様方のあたたかいご協力を賜りながら議長を支えていきたいと思ひておりますのでよろしくお祈り申し上げます。有難うございました。

議長（小林一則君）暫時休憩を致します。

（午前11時 3分 休憩）

（午後 0時52分 再開）

議長（小林一則君）再開致します。休憩前に引き続き本会議を続けます。

お諮り致します。この際、本町議会常任委員会の委員の選任を日程に追加し議題と致したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって常任委員会委員の選任を日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、常任委員会委員の選任を日程に追加し議題と致します。

只今より、常任委員会委員の選任を行います。

事務局長より常任委員会委員を報告致させます。

（事務局長 常任委員会委員の報告をする）

お諮り致します。只今、事務局長報告のとおり常任委員会委員を選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって事務局長報告のとおり選任することに決しました。

議長（小林一則君）お諮り致します。この際、本町議会運営委員会委員の選任を日程に追加し議題と致したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって議会運営委員会委員の選任を日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、議会運営委員会委員の選任を日程に追加し議題と致します。

只今より、議会運営委員会委員の選任を行います。

事務局長より議会運営委員会委員を報告致させます。

(事務局長 議会運営委員会委員の報告をする)

お諮り致します。只今、事務局長報告のとおり議会運営委員会委員を選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって事務局長報告のとおり選任することに決しました。

議長(小林一則君)次に、伊勢広域環境組合議会議員選挙についてを日程に追加し議題と致したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって伊勢広域環境組合議会議員選挙を日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、伊勢広域環境組合議会議員選挙を日程に追加し議題と致します。

お諮り致します。選挙の方法につきましては、地方自治法118条第2項の規定により指名推薦で行いたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦によることに決しました。

お諮り致します。指名の方法については、議長において指名することに致したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。伊勢広域環境組合議会議員に、風口尚君 中瀬信之君の2名を指名致します。

お諮り致します。只今、議長において指名致しました。風口尚君、中瀬信之君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって只今指名致しました、風口尚君、中瀬信之君が伊勢広域環境組合議会議員に当選されました。

只今、当選されました風口尚君、中瀬信之君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知を致します。

議長(小林一則君)次に、菊狭間環境整備施設組合議会議員選挙についてを日程に追加し議題と致したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって菊狭間環境整備施設組合議会議員選挙を日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、菊狭間環境整備施設組合議会議員選挙の選任を日程に追加し議題と致します。

お諮り致します。選挙の方法につきましては、地方自治法 118 条第 2 項の規定により指名推薦で行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦によることに決しました。

お諮り致します。指名の方法については、議長において指名することに致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

菊狭間環境整備施設組合議会議員に、野口繁君 前川隆夫君の 2 名を指名致します。

お諮り致します。只今、議長において指名致しました。野口繁君、前川隆夫君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって只今指名致しました、野口繁君、前川隆夫君が菊狭間環境整備施設組合議会議員に当選されました。

只今、当選されました野口繁君、前川隆夫君が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定による告知を致します。

議長(小林一則君)お諮り致します。次に、伊勢地域農業共済事務組合議会議員選挙についてを日程に追加し議題と致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって伊勢地域農業共済事務組合議会議員選挙を日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、伊勢地域農業共済事務組合議会議員選挙を日程に追加し議題と致します。

お諮り致します。選挙の方法につきましては、地方自治法 118 条第 2 項の規定により指名推薦で行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦によることに決しました。

お諮り致します。指名の方法については、議長において指名することに致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。伊勢地域農業共済事務組合議会議員に、高木市郎君 奥川直人君の2名を指名致します。

お諮り致します。只今、議長において指名致しました。高木市郎君、奥川直人君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって只今指名致しました、高木市郎君、奥川直人君が伊勢地域農業共済事務組合議会議員に当選されました。

只今、当選されました高木市郎君、奥川直人君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知を致します。

議長(小林一則君)お諮り致します。次に、わたらい老人福祉施設組合議会議員選挙についてを日程に追加し議題と致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よってわたらい老人福祉施設組合議会議員選挙を日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、わたらい老人福祉施設組合議会議員選挙を日程に追加し議題と致します。

お諮り致します。選挙の方法につきましては、地方自治法118条第2項の規定により指名推薦で行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦によることに決しました。

お諮り致します。指名の方法については、議長において指名することに致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。わたらい老人福祉施設組合議会議員に、山本静一君を指名致します。

お諮り致します。只今、議長において指名致しました。山本静一君、を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって只今指名致しました、山本静一君、がわた

らい老人福祉施設組合議会議員に当選されました。

只今、当選されました山本静一君、が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知を致します。

議長（小林一則君）暫時休憩致します。

（風口 尚君 退場）

議長（小林一則君）再開致します。

次に、町長から議案第85号監査委員の選任につき同意を求めることについてが提出されました。

この際、これを日程に追加し議題と致したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって、議案第85号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、議案第85号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題と致します。

町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）それでは、議案第85号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、ご提案理由を申し上げます。

玉城町監査委員中野勇氏より辞任届が提出されこれを受理致しましたので新たに、風口尚氏を監査委員に選任いただきたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。尚、中野勇氏につきましては2年間にわたり適切な監査とご指導を賜りましたことに対し厚くお礼を申し上げる次第であります。どうぞ、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（小林一則君）提案理由の説明は終わりました。

お諮り致します。本案については、質疑、討論を省略致したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって、質疑、討論は省略することに決しました。

これより採決を行います。本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり同意することに決しま

した。

議長（小林一則君）暫時休憩致します。

（風口尚君 入場）

議長（小林一則君）再開致します。

監査委員 風口尚君挨拶をお願い致します。

監査委員（風口尚君）一言、ご挨拶をさせていただきます。このたび監査委員に皆様方のご推挙いただきまして選んで頂きまして、大変責任の重大さを痛感しているところでございます。地方自治における監査の重要性を考えながら微力ではございますけれども誠実に、公正に努めてまいりたいと考えております。かわりませぬご指導とご鞭撻賜りますようお願い申し上げまして挨拶にかえさせていただきます。

議長（小林一則君）監査委員 風口尚君の挨拶は終わりました。

議長（小林一則君）この際、議席の指定変更を日程に追加し、議題と致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。よって議席の指定変更を日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、議席の指定変更を議題と致します。

事務局長より議席の変更を報告致します。

（事務局長 議席の指定変更を報告する）

お諮り致します。只今、事務局長報告のとおり議席の指定変更することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって、只今、事務局長報告のとおり議席を変更することに決しました。

議長（小林一則君）次に、日程第46号 発議第8号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題と致します。

議会運営委員長から、委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮り致します。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

議長(小林一則君) これをもちまして今期定例会に付議されました案件の審査は全て終了致しました。よって、平成21年第5回玉城町議会定例会を閉会致したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって今期定例会は、本日を以って閉会することに決しました。

これにて、平成21年第5回玉城町議会定例会を閉会致します。

閉会にあたり、町長挨拶を願います。町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 閉会にあたりお礼の挨拶を申し上げます。今期定例会に上程賜りました全議案につきまして、慎重なるご審議を賜り全議案可決を賜りました。誠にありがとうございました。そしてただ今は、新しく議会構成を選任頂きました。引き続きご指導いただきますようお願いを申し上げる次第でございます。本定例会の会期中に国の政権が交代を致しました。しかし地方の状況は大変厳しいものがあるわけでありまして、玉城町と致しましても、町の将来に為にどうしても産業振興或は、少子化・高齢化対策そして下水道復旧等、大変立ち遅れている部分を着実に進めていかなければならないという大きな課題があるわけございまして、国におきましてもこのことを十分ご理解を頂くような働きがけをして参りたいと思っている所存であります。議員の皆さん方におかれましても一層のご支援を頂きますようお願いを申し上げまして、定例会お礼の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

(午後 1時12分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

玉城町議会議長

玉城町副議長

玉城町議会議員

玉城町議会議員